

国籍を問わず調停委員の任命を求める会長声明

- 1 全国の各家庭裁判所および地方裁判所は、2003（平成15）年10月より現在に至るまで、弁護士会が、調停委員となるべき者として推薦した外国籍の弁護士に対して、最高裁判所への任命上申を行わない対応を取っている。

これまでに推薦者の任命上申を拒否された弁護士会は、兵庫県弁護士会、大阪弁護士会、京都弁護士会、東京弁護士会、第二東京弁護士会、神奈川県弁護士会、仙台弁護士会の7会であり、任命上申が拒否された人数は、延べ40名に上る。

茨城県においては、外国籍弁護士の調停委員への任命拒否が問題になったことはない。しかし、現在の最高裁判所の対応からは、当会からの推薦に対しても、任命上申が拒絶されることは容易に想像できるものである。

- 2 調停委員の選任については、民事調停委員及び家事調停委員規則（以下、「規則」という。）第1条において、「弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のもの」であることが任命資格として定められている。

調停委員の任命に際しての欠格事由は、「禁錮以上の刑に処せられた者」等であり（規則第2条）、「日本国籍を有しないこと」は、欠格事由に挙げられていない。

それにもかかわらず、最高裁判所は、日本弁護士連合会からの照会に対し、法令上明文の規定はないとしながらも、「公権力の行使に当たる行為を行い、もしくは重要な施策に関する決定を行い、又は、これらに参画することを職務とする公務員には、日本国籍を有する者が就任することが想定されていると考えられるところ、調停委員・司法委員はこれらの公務員に該当するため、その就任のためには日本国籍が必要と考えている。」と回答している（日本弁護士連合会からの照会に対する2008（平成20）年10月14日付最高裁判所事務総局人事局任用課回答）。

全国の各家庭裁判所および地方裁判所は、上記の最高裁判所の回答に則り、各弁護士会が推薦した外国籍会員の任命上申を拒否している。

- 3 しかし、法令上の根拠を欠くにも関わらず、最高裁判所が運用により、調停委員の任命に際し、「日本国籍」という新たな要件を課すことは、そもそ

も妥当ではない。

かかる運用は、合理的な根拠を欠き、容易に変更できない社会的身分に基づく不合理な差別に当たり、日本国憲法第14条1項の定める法の下での平等原則に反する。

なお、国連人種差別撤廃委員会は、2010年および2014年に、日本国籍を有しない者が調停委員として活動できるように日本政府に対し勧告を行っている。

- 4 また、前記の最高裁判所の回答を前提としても、調停委員は、当事者に対して直接公権力を行使するものではなく、当事者間の合意をあっせんするに過ぎない。

よって、調停委員は、公権力の行使にあたる公務員に該当せず、その任命に日本国籍を必要としない。

- 5 さらに、現在日本には、250万人以上の外国籍者が居住し、茨城県においても令和元年度末において約7万人の外国籍者が居住している。

外国籍者が調停委員を務めることにより、多文化共生社会に対応した適切な紛争の解決が期待できるものである。

- 6 以上の理由により、当会は、最高裁判所に対し、近時の運用を改め、規則の定める要件を満たすものに対しては、日本国籍の有無を問わず、調停委員に任命することを求める。

また、当会は、全国の各家庭裁判所および地方裁判所に対し、日本国籍を有しないとの一事をもって、最高裁判所への調停委員の任命上申を行わない対応を取らないことを求める。

2021年1月18日

茨城県弁護士会

会長 小沼 典彦